



## 2011年のインボイスに関する Circular (案)

2011年1月1日より有効となるインボイスに関する Decree 51/2010/ND-CP の最新情報は前号の中でお届けしましたが、2010年7月23日に、施工の詳細を規定する Circular 草案に対する意見聴取会が、100社を超える国有大企業、企業、家族事業体の参加のもと、税務総局 (GDT) により開催されました。意見聴取会に参加をした、弊社は正式 Circular に追加する必要がある重要な点は以下の通りと理解をしています。

### インボイス発行のタイミング

一般的に、インボイスの発行のタイミングは商品の所有者及び/或いは使用権が購入者に移転した時点、又は役務が完了した時点とされています。しかし、多くの企業はこの規定が、様々な実用的な状況に適合せず、採用されない様なケースに深く関心を持っています。意見聴取会で提供された例を下記に記述します。

- ▶ 毎日、特定の顧客に幾度も販売を行い、顧客が月末にまとめて支払いを行う場合 (例：タクシー事業者にガソリンを販売する)
- ▶ 商品は顧客に譲渡されるが、数週間後にならないと価格の決定がされない場合 (例：原油販売)
- ▶ 顧客が要求するインボイスの発行時点が特定であり、必ずしも商品或いは役務の所有権/使用権の移転の時点に適合する必要がない場合 (例：航空業、建設業)
- ▶ 支払いの確定はされたが、数週間後に現金が徴収される場合 (例：電話、インターネット、電気代のインボイス)
- ▶ 現金は收受されたが、商品は数年後に移転される場合 (例：家屋、アパートの販売)
- ▶ 輸出品は港を出発したが、数週間/数ヶ月後に顧客が商品を受取る時点で売上を認識する場合

意見聴取会に出席した納税者全員が、規則制定者に対し、毎日ではなく、毎月或いは契約 (顧客との契約) の根拠に従ってインボイスの発行が可能となることを考慮するように要請をしました。

### 定款資本金、5千万ドンの条件金額

- ▶ Circular草案は工業団地、経済区、輸出加工地、高技術団地に位置する企業以外に定款資本金の5千万ドルを有する企業或いは国有企業はDecree51の第6条第2点に規定する会計、税務の諸条件

を満たさなくても税コードの登記日より社内で自己インボイスを印刷することを可能とすることが提案されています。『条件金額としての定款資本金の5千万円を規定するのは高額すぎる。』また、『定款資本金とインボイスの使用頻度とは必ずしも関連があるわけではない。』との意見が参加者より発言されました。

- ▶ 注意：『自己印刷インボイス』とは納税者の印刷機で（記載内容の）全てが印刷されたインボイスです。このインボイスは納税者の発注のもと、印刷業者により印刷された、空白欄のあるインボイスとは異なります。『空白欄のあるインボイス』とは納税者が空白部分に詳細取引内容（例：顧客情報、商品・サービス記述、価格など）を手書き、又は、印刷を行うものです。

### インボイスの正統性の判断

- ▶ 更に、出席者はインボイスに対する国よりの管理が著しく減少すると共に、特に、『赤インボイス』（公式インボイス）が企業によって発行されなくなることで（家族事業体、或いは個人のみによって発行されるものになります）、税金の申告を行う際に、サプライヤーが発行したインボイスが正統であるかどうかの判断が困難になるであろう点に関心を持っています。そこで、公式 Circularは、草案に規定されている規格より、インボイス受取人が判断を行う際の明確な根拠の基準を盛り込んだ、具体的な規格を規定する必要があると提言しました。

### 電子的記録

- ▶ 『公式 Circularにおいては、納税者がインボイスの最初のコピーを紙で顧客へ発行を行い、そのインボイスの2番目のコピーより電子的に記録を行うことへの許可を規定できるか』とセミナーの多くの出席者が推薦しました。許可された場合、納税者は保管費用を節減でき、インボイスコピー一部のみを顧客に提供できるATM（のような機械）を通じた取引が促進されます。
- ▶ 注意：今回の草案には、インボイスには、最低2コピー版が必要と規定をされていますが、現行の規則では3コピー版がなければならないと規定をされています。

### 電子インボイス

- ▶ Circular 草案では、電子インボイスに関する規定がまだ曖昧であると思われます。GDTとの議論では、電子インボイスがベトナムでは非常に新しい概念であり、即座に適切なガイダンスを公表することは難しいと示されています。電子インボイスに関する規則を今度 Circularに追加、或いは保留をした場合は別の Circularに規定をする為に、納税者よりのコメントが期待されています。

### 管理課題

- ▶ 公式 Circularには、インボイスをどのように修正/訂正/更新/キャンセルを行う規定、又は紛失/破損/誤って発行された/誤って印刷されたインボイスに対する処理方法を規定するべきとし、今度の草案に規定する社長署名/顧客署名など強制的項目の除外が可能であるか等の、多くのコメントが提供されました。

## 移行

- ▶ 草案は2010年9月30日までに、納税者は税務当局に未発行の空白インボイスの枚数を報告しなければならないと要求をしています。報告されなかったインボイスは無効となります。

ご参考のために、セミナーに於いて議論された、重要な課題をお届けしました。Circular草案にご意見の提供を希望される場合は、Official Letterを直接にGDTへ送付、或いは貴社の代行者としてアーンスト・アンド・ヤングに委任をご希望の場合は、弊社までご連絡下さい。

今後も、最新情報のお届けを継続致します。



## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

|  |            |
|--|------------|
| <b>ナム・グエン</b><br>Nam.Nguyen@vn.ey.com              | パートナー      |
| <b>フーン・ヴァー</b><br>Huong.Vu@vn.ey.com               | パートナー      |
| <b>カルロ・ナバロ</b><br>Carlo.Navarro@vn.ey.com          | パートナー      |
| <b>ジェフ・シー</b><br>Jeff.Sea@vn.ey.com                | ディレクター     |
| <b>セーラ・ジャップ</b><br>Sarah.Jubb@vn.ey.com            | ディレクター     |
| <b>タイン・チュン・グエン</b><br>Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com | シニア・マネージャー |
| <b>ニャン・フイン</b><br>Nhan.Huynh@vn.ey.com             | シニア・マネージャー |
| <b>ロネル・アセロン</b><br>Ronelle.Aceron@vn.ey.com        | シニア・マネージャー |
| <b>ティー・アイン・フイン</b><br>Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com      | シニア・マネージャー |
| <b>チャン・ファム</b><br>Trang.Pham@vn.ey.com             | シニア・マネージャー |
| <b>テー・ジャー・トラン</b><br>The.Gia.Tran@vn.ey.com        | シニア・マネージャー |
| <b>ホアン・ヴァー・ファン</b><br>Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com      | シニア・マネージャー |
| <b>トウアン・ディン・ファム</b><br>Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com    | シニア・マネージャー |

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
FEA no. 16000049

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)